

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2023 年 10 月 2 日

N I S S Oホールディングス株式会社

日総工産株式会社

2023年10月2日

株式移転に係る事後開示書面

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
N I S S Oホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員兼CEO 清水 竜一

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
日総工産株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 竜一

日総工産株式会社（以下「日総工産」といいます。）は、2023年6月28日開催の第43回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2023年10月2日をもって、株式移転設立完全親会社であるN I S S Oホールディングス株式会社（以下「N I S S Oホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際し、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2023年10月2日

2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定により、本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

日総工産は会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2023年7月3日付で、日総工産の株主に対し、本株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社であるN I S S Oホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第808条及び第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数
日総工産 普通株式 34,024,720 株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

(1) N I S S Oホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じる時点の直前時における日総工産の株主に対し、その保有する日総工産の普通株式1株につきN I S S Oホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 日総工産は、2023年9月19日開催の取締役会決議により、2023年9月29日付で日総工産が保有する自己株式（普通株式）328,480株の全てを消却しております。

(3) N I S S Oホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は、以下のとおりです。

①資本金の額： 2,016,657,138 円

②資本準備金の額：2,367,607,137 円

③利益準備金の額： 0 円

(4) N I S S Oホールディングスの普通株式は、2023年10月2日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。なお、日総工産の普通株式は、2023年9月28日をもって、東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。

以上